

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅駐日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関するラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ラオスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むラオスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,200,000千円 -----	H21.1.11 ビエンチヤンで (同日)	日本側 中曽根弘文外務大臣 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H21.1.29 19号
ラオス	南部三県学校環境改善計画のための贈与 ラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	南部三県学校環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	685,000千円 H22.2.28まで	H21.2.12 ビエンチヤンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ ゾッパー外務副大臣	H21.2.27 93号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与 人材育成奨学計画のラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	297,000千円 H27.2.28まで	H21.5.25 ビエンチヤンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ ゾッパー外務副大臣	H21.6.18 324号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。